

京都市告示第100号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、財団法人京都市駐車場公社を京都市公金収納受託者とし、京都市観光駐車場（京都市高雄観光駐車場を除く。）及び路外駐車場（京都市先斗町駐車場、京都市鴨東駐車場、京都市山科駅前駐車場及び京都市醍醐駐車場を除く。）の使用料の徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

（建設局管理部建設総務課）